

## XV 麻薬取締部

麻薬取締部は、国民が安心して生活できるように、薬物の不正流通や薬物乱用による保健衛生上の危害の防止を図るため、取締りと行政の両面から業務に取り組んでいます。

### 1 業務の概要

#### (1) 主な業務

- ア 薬物犯罪の捜査
- イ 薬物の鑑定や研究
- ウ 正規流通麻薬等の監督
- エ 薬物乱用防止啓発活動
- オ 再乱用防止対策

#### (2) 所管法律

- ア 麻薬及び向精神薬取締法
- イ 大麻取締法
- ウ あへん法
- エ 覚醒剤取締法
- オ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（「麻薬特例法」）
- カ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律

### 2 管内薬物犯罪の状況と対策

#### (1) 東北管内における薬物犯罪の動向

令和2年の東北管内における全薬物事犯の検挙人員は454名（前年比+62名）で、全国の検挙人員の約3パーセントを占めます。東北の管内人口は全国人口の約7パーセントなので、東北は比較的薬物汚染度の低い地域と言えます。（**グラフ1**）参照

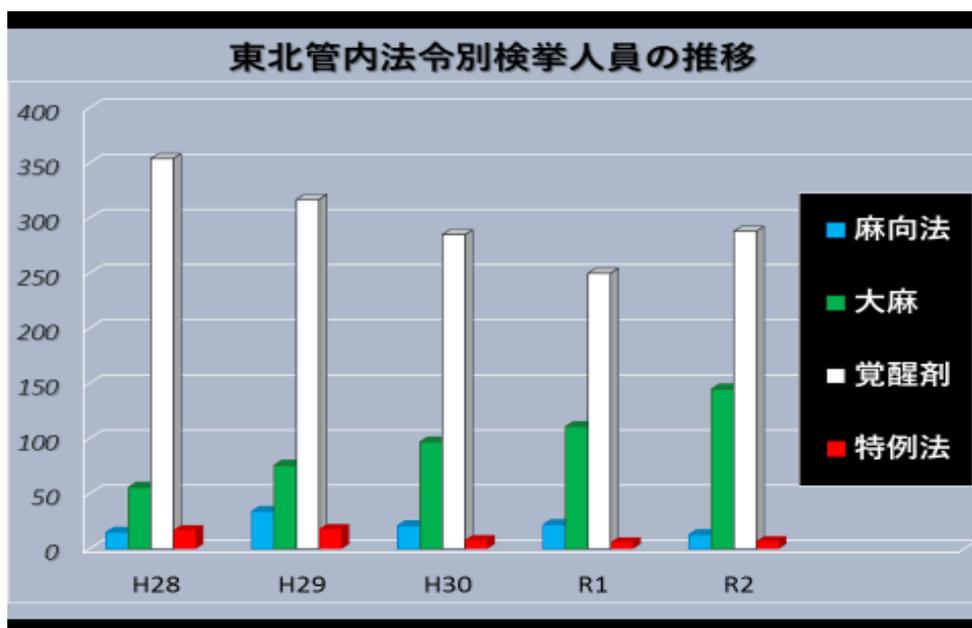
管内で最も検挙者が多い薬物事犯は覚醒剤で、管内における同検挙人員は290名で、管内の全薬物事犯の約64パーセントを占めます。県別の検挙人員は多い順に、宮城県102名、福島県82名、青森県42名、山形県27名、岩手県24名、秋田県13名です。（**グラフ2**）参照

令和2年の全国の大麻事犯検挙人員は過去最多の5260名（前年比+690名増）

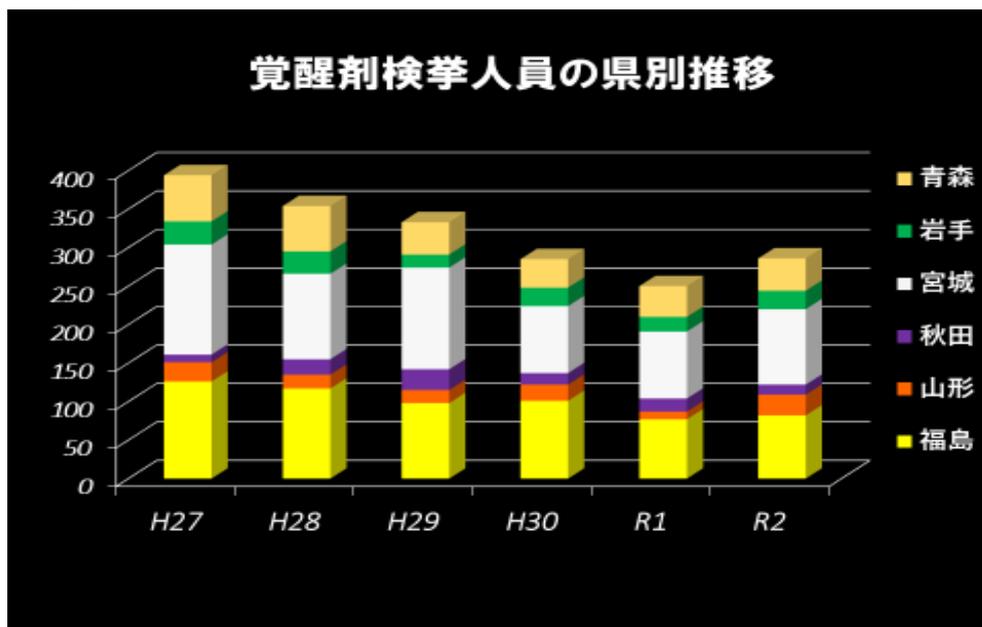
に達しました。また同人員のうち 66 パーセント以上が 10 代及び 20 代の若者であり、大麻乱用の低年齢化が認められます。東北管内における令和 2 年の同事犯検挙人員は 145 名（前年比+34 名：過去最多）で、全国と同様著しい増加傾向にあり、予断を許さない状況です。県別検挙人員は多い順に、宮城 61 名、福島 26 名、青森 24 名、岩手 14 名、山形 12 名、秋田 8 名です。（グラフ 3）参照

店舗型の危険ドラッグ販売業者については全国的に根絶されているものの、インターネットや SNS を利用した密売は未だ続いています。

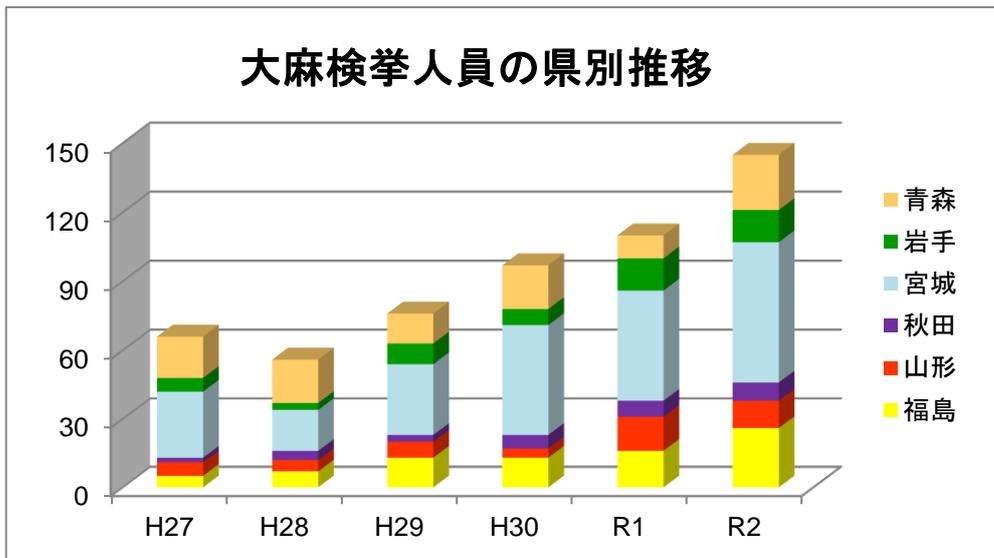
（グラフ 1）



（グラフ 2）



（グラフ 3）



## (2) 東北管内における活動

### ア 不正薬物の取締り

#### A 組織的犯罪の摘発

麻薬取締部では、警察、税関等の各捜査機関と情報共有を図り、大規模かつ広域的な薬物密輸組織等の摘発を継続的に進めています。

令和2年12月、モザンビーク共和国から秋田県宛てに送られてきた荷物から覚醒剤が発見され、函館税関と合同で捜査を行いました。この捜査では、全国麻取部の協力を得て、ナイジェリア人薬物密売グループのメンバー2名を逮捕しました。

近年、外国人犯罪グループによる薬物密輸事案は増加の一途を辿っており、麻薬取締部では関係機関と連絡を密に取りつつ、取締りを強化しています。

#### B 大麻事犯の摘発

令和2年6月、麻薬取締部が得た情報を端緒に、宮城県警察と合同捜査を実施し、宮城県内にて大麻約300株の栽培事犯を摘発、栽培した大麻を全国的に密売していた日本人男性2名を検挙しています。

### イ 危険ドラッグ（指定薬物）の現状

かつて東北管内に存在した店舗型の危険ドラッグ販売業者は、徹底的な取締りによって全て廃業しました。海外からの危険ドラッグ流入については、税関等との連携による水際対策によって阻止に努めています。

### ウ 医療事犯

令和2年度は、秋田県で発生した医師による麻薬無免許施用が疑われる事案において、同県薬務課所属の麻薬取締員と合同で捜査を行いました。

### 3 鑑定

東北厚生局麻薬取締部では、公平・中立な立場を維持し、最新の分析機器を駆使して迅速で精度の高い鑑定試験を行うために、捜査とは独立した鑑定官を配置しています。

令和2年は、覚醒剤、大麻に係る鑑定を行い、麻薬取締部のみならず、青森、岩手、宮城、山形県警察など管内警察からの鑑定嘱託にも対応しています。

また、近年、増加している様々な形態の大麻製品に対応するため、「大麻草 DNA や大麻含有食品に対する分析法の研究」などについて絶えず開発・研究を行っています。

### 4 関係機関との協力

東北厚生局麻薬取締部は、北海道厚生局麻薬取締部と合同で、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を毎年開催しています。この会議は、中央省庁（法務省、財務省、厚生労働省、警察庁、海上保安庁）からの担当職員の出席を得るとともに、管内の高等検察庁、地方検察庁、管区警察局、警察本部、税関、海上保安本部、入国管理局、北海道及び東北6県の薬務主管課、更には米国司法省麻薬取締局（DEA）、在日米空軍特別捜査局（AFOSI）、在日米海軍犯罪捜査局（NCIS）といった関係取締機関が一堂に会して、相互の協力関係を構築・強化することを目的として、取締上の問題点やその対策等について協議しています。

令和2年度は、コロナ禍にありましたので書面による開催となりましたが、取締機関職員と国内外における薬物情勢を情報共有しました。

### 5 行政指導・監督

#### （1）許認可業務

麻薬等関係法令の目的・趣旨は、麻薬、覚醒剤、大麻等の規制薬物について、

- ・ その取扱いを一切禁止し、不正行為を徹底して取締り、その乱用による保健衛生上の危害防止を図ること
- ・ その一方で、規制薬物の有用性を最大限活用するため、医療、学術研究、産業に限定して「禁止の解除」を行い、流通経路を監視して不正流通の防止を図ることです。

麻薬取締部は、厚生労働大臣から地方厚生局長に権限を委任された許認可関係の事務などについて、申請の受付、調査、審査を行い免許証・許可書等を発給しています。

令和2年度の主な許認可件数	
免許関係	90件
許可関係	62件

## (2) 指導・監督

厚生労働大臣から免許を受けた管内の麻薬取扱業者等に対する立入検査のほか、管内各県薬務主管課や保健所と合同で、知事権限の免許区分に係る麻薬診療施設（病院、医院等）、麻薬研究施設、麻薬小売業者（薬局）に対する立入検査も実施し、不正流通がないよう指導・監督を行っています。

## 6 薬物乱用防止啓発活動

小学校から大学まで幅広く講師として麻薬取締官を派遣し、薬物乱用防止教室を通して、違法薬物に対する正しい知識の普及を行っているほか、「薬物乱用防止指導員講習会」においても講演し、地域の薬物乱用防止教室の講師を養成しています。また、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動地区大会」などにおいても街頭にて啓発パンフレットやリーフレットを配布して広報活動をしています。

令和2年度講師派遣実績	
講師派遣回数	8回
講演対象者	851名（うち、教員・生徒758名）

## 7 再乱用防止対策

### (1) 相談電話

昭和61年10月1日から全国の麻薬取締部に「麻薬・覚醒剤相談電話」を設置し、薬物問題に悩む薬物乱用者自身やその家族、知人などに対して広く相談の機会を設け、必要に応じて面談や助言を行っています。相談電話は匿名でも受け付けます。

「麻薬・覚醒剤相談電話」の番号は、

ふつーな(ら)こな なしなし  
022-227-5700

と語呂合わせにより覚えやすい番号となっています。

内容によっては、保健衛生上の危害を防止するため、迅速に捜査へ移行することもあります。

相談受理件数	
令和元年	44 件
令和 2 年	33 件

## (2) 再乱用防止対策

薬物の乱をやめようと思った者に対する支援の一環として、面談やワークブックを用いた薬物乱用防止プログラムを実施しています。また、依存症治療をする医療機関や自助グループなどと連携して支援する試みも行っています。

## (3) 薬物中毒対策連絡会議及び講習会

東北厚生局麻薬取締部は、北海道厚生局麻薬取締部と合同で「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」を毎年開催しています。この会議は、薬物依存症者の治療に携わる医療機関、取締機関、矯正保護施設等の関係機関が、地域における再乱用防止対策等について連携強化を図ることを目的として、協議・意見交換を行っています。令和 2 年度は、コロナ禍にありましたので書面による開催となりましたが、関係機関職員と薬物依存症対策について情報共有しました。

また、平成 20 年度から同会議の開催に併せて、「再乱用防止対策講習会」を開催しています。この講習会は、薬物依存症治療・研究の専門家などによる講義形式のもので、薬物問題に係る相談担当者のほか一般にも公開して、地域全体で再乱用防止に対する意識と知識の向上を図っています。

## 8 不正大麻・けし対策

我が国で乱用される薬物のほとんどは、海外からの不正ルートにより供給されています。しかし、大麻やけしは植物であり、栽培することによって国内で供給することが可能となるため、これらの植物の栽培については、次のような規制を設けています。

### (1) 大麻

大麻取締法において、都道府県知事の免許を受けた「大麻取扱者」による栽培以外を禁止しています。

### (2) ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし

あへん法において、厚生労働大臣の許可を受けた「けし栽培者」以外の者の栽培を禁止しています。

### (3) ハカマオニゲシ、コカ、サイロシビン又はサイロシンを含有するキノコ

麻薬及び向精神薬取締法において、「麻薬原料植物」として規制し、都道府県知事の免許を受けた「麻薬研究者」が研究のため、厚生労働大臣の許可を受

けて栽培する以外は禁止しています。

これらの植物の栽培に係る規定に違反すれば、麻薬などの違法薬物の密輸入、密造と同様に供給行為として厳しい罰則が科されます。

麻薬取締部では、不正栽培事犯について厳格な取締りを行う一方、違法な大麻・けしを管内地域から排除するため、栽培が違法な植物のパンフレットを配布して広報するとともに、管内各県職員や保健所の職員などと協力して、自生する大麻やけしの除去を行っています。(不正大麻・けし撲滅運動期間 5月1日～6月30日)

令和2年度除去実績	
大 麻	約 61,000 株
け し	約 36,000 株